

青果物情報利用者規程

東京中央市場青果卸売会社協会

第 1 条

東京中央市場青果卸売会社協会会則の付則2による青果物情報利用者(以下「利用者」という。)に対する情報提供の取り扱いは、この規程の定めるところによる。

第 2 条(利用者区分)

利用者は本会の情報利用を希望する者とし、利用者区分は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1 野菜・果実情報利用者 | 2 うち、旬報・月報のみ利用者 |
| 3 野菜情報利用者 | 4 うち、旬報・月報のみ利用者 |
| 5 果実情報利用者 | 6 うち、旬報・月報のみ利用者 |

第 3 条(加入)

新たに利用者になろうとする者は加入申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

第 4 条(脱会)

利用者を脱会するときは、会長に脱会届を提出するものとする。

第 5 条(利用料金)

利用者は、毎年度総会で別に定められた利用料金を納入しなければならない。

- 2 利用料金は、いずれの場合においてもこれを返還しない。

第 6 条

この「青果物情報利用者規程」に定めていない事項は会長が定める。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から実施する。